「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(建築物移動等円滑化誘導基準)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 特定建築主 | 住　　所 | 区 町 | | |
| 氏　　名 |  | | |
| 代理者名 |  | | |
| 敷地の地名地番 | |  | | |
| 建築物の用途 | |  | 延べ面積 | ㎡ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 目 | 内 容 | 適否 | 備 考 |
| 対 象 施 設  **特定建築物** | ①学校　②病院又は診療所 ③劇場，観覧場，映画館又は演芸場 ④集会場又は公会堂 ⑤展示場 ⑥卸売市場又は百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗　⑦ホテル又は旅館 ⑧事務所　⑨共同住宅、寄宿舎又は下宿　⑩老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ⑪老人福祉センター，児童更生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ⑫体育館，水泳場，ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 ⑬博物館，美術館又は図書館 ⑭公衆浴場 ⑮飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの　⑯理髪店,クリーニング取次店 ，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ⑰自動車教習所又は学習塾、 華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの　⑱工場　⑲車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ⑳自動車の停留又は駐車のための施設　21公衆便所 22公共用歩廊 |  | 用途： |
| **対 象 規 模** | 面積規定無し |  | 延床面積 　 ｍ２  階数 /Ｂ 階 |
| 適 用 部 位  **建築物**  **特定施設** | 第６条  ①出入口 ②廊下等　③階段 ④傾斜路又はエレベーターその他設置昇降機 ⑤傾斜路　⑥エレベーター　⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーター　⑧便所　⑨客室　⑩敷地内通路　⑪駐車場  ⑫浴室等 ⑬標識　⑭案内設備　⑮案内設備までの経路　⑯増築等の適用範囲 |  | **（政令）** |
| **出入口** | 第２条　多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、２以上の出入口を併設する場合には、そのうち１以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。  　一　幅は、90センチメートル以上とすること。  　二　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  ２　多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち１以上のものは、次に掲げるものでなければならない。  　一　幅は、120センチメートル以上とすること。  　二　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |  | **（以下省令）** |
| **廊下等** | 第３条　多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。  　一　幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、50メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140センチメートル以上とすることができる。  　二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。  　三　階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。  　四　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  　五　側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。  六　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。  　七　高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。  ２　前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。 |  |  |
| **階段** | 第４条　多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。  　一　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。  　二　けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。  　三　踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。  　四　踊場を除き、両側に手すりを設けること。  　五　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。  　六　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。  　七　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。  　八　段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。  　九　主たる階段は、回り階段でないこと。 |  |  |
| **傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置** | 1. 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（２以上の階にわたるときには、第７条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない |  |  |
| **階段に代**  **わり、又**  **はこれに**  **併設する**  **傾斜路** | 第６条　多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。  　一　幅は、階段に代わるものにあっては150センチメートル以上、階段に併設するものにあっては120センチメートル以上とすること。  　二 勾配は、12分の１を超えないこと。  　三　高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。  　四　高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。  　五　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。  　六　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。  　七　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。  ２　前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が12分の１を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。 |  |  |
| **エレベーター** | 第７条　多数の者が利用する昇降機（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに１以上設けなければならない。  　一　多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第13条第一号に規定する車いす使用者用客室等がある階  　二　直接地上へ通ずる出入口のある階  ２　多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。  一　かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。  二　かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。  三　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。  　四　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。  五　乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。  ３　第１項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。  　一　かごの幅は、140センチメートル以上とすること。  二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。  　三　かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。  ４　不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第２項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。  ５ 第１項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第２項第二号、第四号及び第五号並びに第３項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。  一　かごの幅は、160センチメートル以上とすること。  　二　かご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。  三　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180センチメートル以上とすること。  ６　第１項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第３項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。  一　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。  　二　かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。  　三　かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 |  |  |
| **特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機** | 第８条　階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。 |  |  |
| **便所** | 第９条　多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。  　一　多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち１以上に、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。  　二　多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が200以下の場合は当該便房の総数に50分の１を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上とすること。  　三　車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。  　　イ　幅は、80センチメートル以上とすること。  　　ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  　四　車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。  　五　多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を１以上設けること。  ２　多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち１以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けなければならない。 |  |  |
| **ホテル又は旅館の客室** | 第１０条　ホテル又は旅館には、客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数に50分の１を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100の１を乗じて得た数に２を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。  ２　車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。  　一　出入口は、次に掲げるものであること。  イ　幅は、80センチメートル以上とすること。  　　ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  二　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。  　　イ　便所内に車いす使用者用便房を設けること。  　　ロ　車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第１項第三号イ及びロに掲げるものであること。  　三　浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。  イ　車いす使用者が円滑に利用することがで　　きるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。  ロ　出入口は、次に掲げるものであること。   1. 幅は、80センチメートル以上とすること。   （２）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |  |  |
| **敷地内の**  **通路** | 第１１条　多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。  　一　段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、180センチメートル以上とすること。  　二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。  　三　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  　四　段がある部分は、次に掲げるものとすること。  　　イ　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。  　　ロ　けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。  　　ハ　踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。  　　ニ　両側に手すりを設けること。  　　ホ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。  　　ヘ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。  　五　段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。  　六　傾斜路は、次に掲げるものであること。  　　イ　幅は、段に代わるものにあっては150センチメートル以上、段に併設するものにあっては120センチメートル以上とすること。  　　ロ 勾配は、15分の１を超えないこと。  　　ハ　高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の１を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設け　　　ること。  　　ニ　高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。  　　ホ　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。  ２　多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。  ３　第１項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が12分の１を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。 |  |  |
| **駐車場** | 第１２条　多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の１を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の一を乗じて得た数に２を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。 |  |  |
| **浴室等** | 第１３条　多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。  　一　車いす使用者用浴室等であること。  　二　出入口は、第10条第２項第三号ロに掲げるものであること。 |  |  |
| **標識** | 第１４条　移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。  ２　前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。 |  |  |
| **案内設備** | 第１５条　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りではない。  ２　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。  ３　案内所を設ける場合には、前２項の規定は適用しない。 |  |  |
| **案内設備**  **までの経**  **路** | 第１６条　道路から前条第２項の規定による設備又は同条第３項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 |  |  |
| **増築等又**  **は修繕等**  **に関する**  **適用範囲** | 第１７条　建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第２条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。  　一　当該増築等又は修繕等に係る部分  　二　道等から前号に掲げる部分までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路  　三　多数の者が利用する便所のうち１以上のもの  　四　第一号に掲げる部分から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路  　五　ホテル又は旅館の客室のうち１以上のもの  　六　第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他昇降機及び敷地内の通路  七　多数の者が利用する駐車場のうち１以上のもの  　八　車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路  九　多数の者が利用する浴室等  　十　第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他昇降機及び敷地内の通路  ２　前項第三号に掲げる建築物の部分について第９条の規定を適用する場合には、同条第１項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち１以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。  ３　第１項第五号に掲げる建築物の部分について第10条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数に50分の１を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上」とあるのは「１以上」とする。  ４　第１項第七号に掲げる建築物の部分について第12条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の１を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上」とあるのは「１以上」とする。 |  |  |

　　　（注）法文中の条数及び数値については、算用数字を使用しています。